

大規模な自然災害が突きつける、労働法の新たな課題と可能性。働く人の暮らしと権利を守りたい。

労働法は元々「平時」を想定した法律であり、「会社が責任を負うことで労働者を守る」という前提のうえに成り立っています。そのため、近年相次ぐ大規模災害の場面にそのまま当てはめようとする、さまざまな問題が生じてしまいます。こうした現状を踏まえ、「災害時に対応した労働法のあり方」について研究しています。



地域科学部
地域政策学科
河合 壘 教授

労働法はどうあるべきかを理論と実務の両面から考える。

私の専門は、現代の社会問題に対応する労働法のあり方についてです。近年、社会は大きく変化しています。大規模な自然災害が多発し、少子高齢化も想像以上のスピードで進んでいます。それに伴って私たちの働き方も大きく変わりつつあります。こうした状況のなかで、「使用者に労働契約上の責任を負わせることで労働者を守る」という従来の労働法が

「このままでいいのか」と問われる場面が増えてきています。

特に大規模自然災害のような突発的かつ広範な社会課題に対しては、「平時」を前提とした労働法がうまく機能しないケースがあります。使用者自身が被災し、責任を果たすことが困難になる場合もありますし、災害による負傷・死亡という点でいえば、労働法による事後的な金銭補償よりも予防の方が明らかに重要でしょう。また、ハラスメント対応などにも見られるように、法律は大枠

を示すだけで、具体的な対応は会社に委ねられることも多く、「何をどこまでやればいいのか分からない」といった戸惑いが現場に生じるケースも少なくありません。そこで私は、こうした課題に対して、理論と実務の両方の視点から「労働法はどうあるべきか」を考えることが、研究には必要だと考えています。

労働法に興味を持ったのは、社会問題に強い関心があったからです。労働法や社会保障法は、人の生活や働き方に深く関わる、非常に人間く

さい分野です。単純に正解・不正解で割り切れない問題が多く、そこに面白さを感じました。修士課程の修了後、実際に団体職員として働くなかで、現実の社会では法律どおりにいかないこと、法律を厳守しようとすれば現実が追いつかないことも少なくないと感じました。「法律は現場で役に立っていない」という現状を受け、理論と実務をうまく接合したいと考え、研究の道に進みました。

正解のない問題に向き合い、自分の頭で考えることが大切。



特に関心を持っているのが「災害時に労働者の安全をどう守るか」というテーマです。現行の労働法では、会社に従業員の安全・健康を守る義務が課されていますが、多くの場合、「違反があったら損害賠償請求が可能」という事後的なものです。危険が差し迫った場面では、「被害が出る前にどう守るか」が重要です。その

ため労働者が自らの判断で一時的に業務を離れる「退避権」に着目しました。ただし「どのような状況なら業務を拒否できるのか」という線引きは容易ではなく、場合によっては事後に責任を問われるリスクも伴います。この点を法律的にどう整理するかが、主な研究課題です。

東日本大震災での災害時における自治体職員の例として、避難所の運営や各種手続きへの対応で長時間労働が常態化するケースが多く見られました(図1)。2020年から2024年にかけて、私の行った全国の自治体・労働組合へのヒアリング調査では人手不足が深刻化しメンタル面に不調を訴えるなど、法令遵守と住民の生活支援の両立は容易ではありません(図2)。今後、自然災害時の労働者の心身の安全確保システムの構築と提言、あるいは災害時に働かなければならない労働者の精神疾患の因果関係の立証方法等を提案していきたいです。

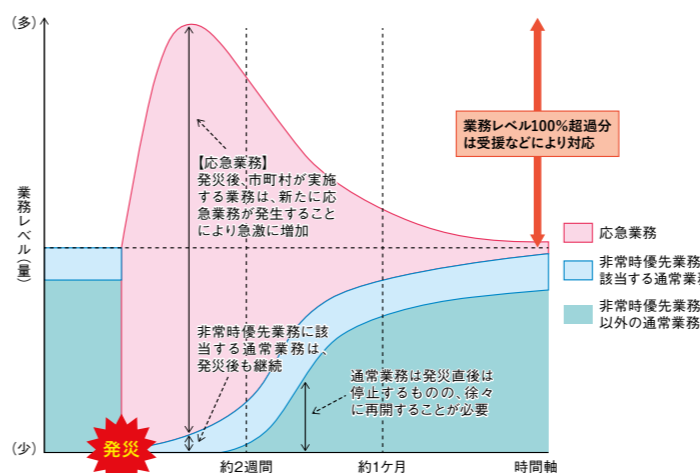
コロナ禍に普及したテレワークも重要な課題の一つです。在宅勤務は災害時にも有効な手段ですが、すべての業務に適用できるわけではなく、「出社命令を拒否できるのか」「テレワークを求める権利はあるのか」といった問題も十分に整理されていま

せん。こうした新しい働き方と法律の関係にも研究を深めたいと考えています。

私は「誰もが賛成する美しい正論」ほど、一度立ち止まって考える必要があると思っています。ワークライフバランス、子育て支援、ハラスメント防止などは大事な視点ですが、抽象度が高く、人によって受け取り方が異なり、別の課題や負担を生むこともあります。だからこそ「なぜそう言えるのか」を問い、そこから漏れる人々に思いを馳せることが大切です。

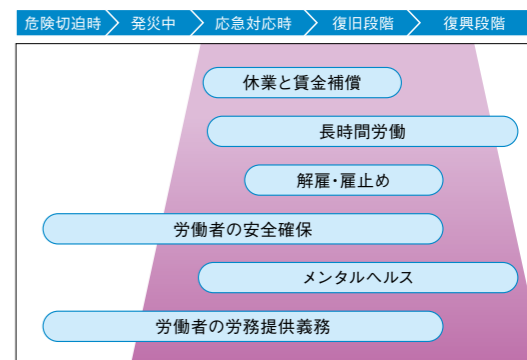
これは大学での学びにも通じません。大学で学んだことは社会で役に立たないと言われることがあります。大切なのは知識そのものよりも「正解のない問題にどう向き合うか」という姿勢です。すぐに答えの出ない問いに対して、自分なりに考え、納得できる結論を導き出す。その経験こそが、社会に出た時の確かな力になります。社会には、明確な正解のない問題が無数にあります。真面目な学生さんほど「正解はない」と言われると戸惑うことがあるかもしれませんが、現実の社会では、正解がないことのほうがずっと多いのです。そのことを肌で感じながら、さまざまな考え方に触れ、自分の頭で考える力を育ててほしいと願っています。

図1 発災後に市町村が実施する業務の推移



※内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」より引用

図2 大規模自然災害の時間軸ごとに、具体化しやすい労働問題(イメージ) ※大地震→津波の例



現行の労働法は自然災害の頻発を想定し、整備されているわけではない。災害発生後の刻々と変わる状況下では、法的な義務(安全配慮義務など)と照らし合わせながら、会社による継続的なフォローアップが不可欠である。